

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

## 2 主な改正の内容

- (1) 小売電気事業等及び発電事業等を行う法人の事業税の申告書に添付する書類の細目を定める。
- (2) 探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合にその使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる措置について、その探索の方法の細目を定める。
- (3) 地方税関係手続用電子情報処理組織による電子申告の対象に道府県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の納入申告書の提出を追加する。
- (4) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定める。
- (5) 地方消費税の徴収取扱費について、所要の経過措置を講ずる。

## 3 施行期日

原則として令和2年4月1日